

◆ ◆スポーツ・文化活動奨励費及び備品購入特別助成費交付要領◆ ◆

(目的)

後援会から助成を行うことにより、本学及び本学学生の課外活動等の振興を図ることを目的とする。

[スポーツ・文化活動奨励費]

1 本学生の団体又は個人が、その活動目的に沿った課外活動等により優秀な成績若しくは成果を収めた場合、激励並びに健闘をたたえ、次のとおり助成する。

(1) 権威ある全国大会(例えば、国民体育大会のように、体育、文化、学術関係の各分野で高い評価を受けている大会)に出場した場合とその大会で優秀な成績を収めた場合、若しくは、各種大会(中国・四国大会、県大会は1部リーグ、その他の大会はリーグを問わない)で優秀な成績を収めた場合で後援会会長が適当と認めたもの。

(全国大会)

(単位：円)

区分	全国大会出場	全国大会成績		
		優勝	準優勝	3位
団体	50,000	50,000	30,000	20,000
個人	15,000	15,000	10,000	5,000

(各種大会)

(単位：円)

区分	優勝		準優勝		3位	
	団体	個人	団体	個人	団体	個人
中国・四国大会	30,000	10,000	20,000	5,000	10,000	3,000
県大会	20,000	5,000	10,000	3,000	—	—
その他の大会	10,000	3,000	—	—	—	—

(2) 公の場で競技等を行わない為、順位付による評価を行うことができない課外活動については、新聞誌上で話題となる、学外の団体から表彰を受ける等、本学学生の課外活動として多大な評価を受けた場合、若しくは、その他本学及び本学学生の課外活動の振興に大きく貢献した活動であって、後援会会長が必要と認めた場合

(単位：円)

	都道府県規模	全国規模
団体	20,000	50,000
個人	5,000	15,000

- 2 奨励費の交付を受けようとする者は、活動奨励費交付申請書（様式第1号）に1に掲げる成果等を証明できるもの（写）を添えて後援会会長に対し、当該年度内に提出しなければならない。なお、学生団体の活動に関するものについては、顧問教員（アドバイザー）を交付申請者とする。
- 3 奨励費の交付は、後援会予算の範囲内で、当該年度内に行い、1回限りとする。
- 4 活動奨励費の交付状況及び内容については、後援会総会において報告を行わなければならない。

[備品購入特別助成費]

- 1 学生生活規程第18条により設立許可を受けた学生団体（サークル団体は除く）については、一般助成（活動援助費・設備器具整備補助金）では賄えない高額な備品の購入につき、次のとおり助成する。
ただし、団体競技におけるゲームウェア一式は、当該団体の備品とする限りにおいてのみ助成の対象とする。

（助成対象） 20万円以上で備品購入特別助成費予算の範囲内

（助成額） 購入金額の30%

- 2 助成費の交付を受けようとする団体は、備品購入特別助成費交付申請書（様式第2号）に備品カタログ等を添えて後援会会長に対し、4月1日から6月末日までの間に提出しなければならない。なお、当該学生団体の顧問教員（アドバイザー）を交付申請者とする。
- 3 助成費の交付は、後援会理事会において2の申請書の内容を審査し、助成を必要と認めた場合にのみ行う。
- 4 助成費の交付を受けた団体は、翌年度においては、助成費の交付を申請することはできない。
- 5 備品購入助成費の交付状況及び内容については、後援会総会において報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成10年4月3日から施行する。

この要領は、平成13年4月5日から施行する。

この要領は、平成16年4月5日から施行する。

この要領は、平成19年4月5日から施行する。

この要領は、平成28年4月5日から施行する。